

2025 年 5 月 1 日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当会は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることをリスク統括部が確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることをリスク統括部が確認しています。

なお、サステナビリティボンドについては、総合企画部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることをリスク統括部が確認しています。

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会 <International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることをリスク統括部が確認しています。

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（経済産業省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることをリスク統括部が確認しています。